

### 資料3-3

作成年月日	平成26年3月3日
作成部局課室名	総合治水課

## 総合治水条例に基づく「ためる」「そなえる」取組

頻発する風水害を踏まえて、「ながす」河川下水道対策に加え、「ためる」流域対策、「そなえる」減災対策を組み合わせ、県民と一体となって浸水被害の軽減を図る総合治水を推進するため、全国に先駆けて「総合治水条例」を制定し、平成24年4月に施行した。

これまで県有施設での流域対策・減災対策の率先実施はもとより、地域との連携や民間事業者による取組も始まっており、「地域総合治水推進計画」において地域課題に応じた施策と県・市町・県民の役割分担を明確にしつつ、条例を推進力として取組を一層進めていく。

### 1 流域対策

#### (1) 県による取組

**【校庭貯留の実施】** 武庫川流域の県立高校3校で先導的に整備が完了し貯留を開始。また、平成16年台風23号をはじめ、浸水被害が頻発している船場川流域においても県立大学で平成26年5月を目途に整備が完了。整備した学校では、説明看板を設置し、周辺住民に広くPR。  
**【今後の展開】** 平成26年度も北摂三田高校、宝塚北高校等で引き続き整備。また、浸水被害のおそれのある地域で、出前講座等により住民や学校関係者の理解を深め、取組を促進。

##### ■校庭貯留■



**トピックス【ジオラマ模型を活用した「総合治水の出前講座】(平成26年2月17日 姫路市立増位小学校で実施)**  
 神戸大学との連携により、建設中の校庭貯留等の効果を模型を用いて説明。雨水を校庭に貯留あるいは駐車場に浸透させる実験を通じて、雨水が河川に一時に出ない様子を実感してもらつた。  
 取材に対する児童(小6)のコメント「実験により、この工事が街を守る大切なものであることが分かった」

#### (2) 県と地域が連携した取組

**【水田貯留の実施】** 赤穂市周世(10ha)、佐用町東徳久(2ha)をモデルとして、農家にとって使いやすいセキ板形状の検討や洪水調節機能の検証を実施。南あわじ市市浦西(1ha)でも取組が拡大。  
**【今後の展開】** モデルの取組を県下に普及させるため、取組に関心を持つ集落に対して「セキ板1000枚配布大作戦」を実施。下流の都市住民等の感謝や応援する気持ちを醸成し、農家の取組意欲へつなげるため、総合治水の学習・田植え体験等の交流活動を支援する「交流促進モデル事業」を実施。  
**【ため池貯留の実施】** 神戸大学と連携し、丹波地域の農業用ダムで蓄積に支障のない事前放流手法を検討しており、平成26年3月に手引書を作成。加古川市など23箇所のため池で事前放流を実施。  
**【今後の展開】** 上記の手引書を活用し、ため池講習会等で事前放流の普及啓発を実施するとともに、ため池改修等とあわせて、常時満水位を下げることが可能な洪水吐等を整備・改良するなど、ため池貯留の取組を拡大。

##### ■水田貯留■



#### (3) 民間事業者による先進的な取組

**【調整池等の設置】** 地域の浸水被害を軽減するため、民間事業者が自主的に調整池や雨水貯留浸透施設を設置。実施した先進的な取組に対して感謝状を贈呈。

**【今後の展開】** 先進事例を広くPRするとともに、顕彰制度※を活用し、取組を促進。

### 2 減災対策

#### (1) 県による取組

**【耐水機能の備え】** 淡路医療センター(災害拠点病院)において、敷地のかさ上げ、浸水防止扉の設置、自家発電設備等の上層階配置を実施。

**【今後の展開】** 尼崎総合医療センター(仮称)においても、自家発電設備等を上層階に配置。庁舎や避難所など防災拠点施設での取組を促進。

#### (2) 県と地域が連携した取組

**【二線堤・輪中堤の整備】** 河川改修後も想定規模を超える洪水により床上浸水のおそれがある箇所における浸水被害軽減事業として、二線堤・輪中堤を整備(佐用川:平成25年5月完成)。

**【今後の展開】** 法華山谷川において、H25年度から輪中堤を整備中。引き続き、市町と連携して整備を推進。

#### (3) 民間事業者による先進的な取組

**【耐水機能の備え】** 平成21年台風9号洪水で浸水被害を受けた佐用中央病院において、自主的な取組として浸水防止扉等を設置。

**【今後の展開】** 先進事例を広くPRするとともに、顕彰制度を活用し、取組を促進。

### 3 地域総合治水推進計画の策定

総合治水を計画的に推進するため、平成24年度より3ヶ年で11の計画地域において、「地域総合治水推進計画」を策定する。

平成25年度は中播磨、丹波東部、淡路の3地域で推進協議会を開催し、平成26年3月末に策定・公表の予定。

年度	策定地域
H24	阪神西部、西播磨西部、法華山谷川系※
H25	中播磨、丹波東部、淡路
H26	阪神東部、神戸、神明、東播磨・北播磨・丹波、西播磨東部、但馬

※ 東播磨・北播磨・丹波の一部として策定

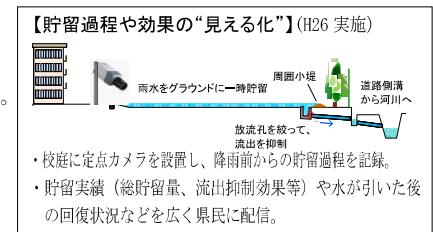
### 4 平成26年度の取組

(1) 残る6地域で総合治水推進計画を策定する。

策定済みの地域では、施策の進捗状況、新たな課題を踏まえた計画見直しを継続して実施する。

(2) 県民・民間事業者の取組を促進するため、既存の融資・助成制度を周知。条例に基づく施設指定への同意が得られやすいよう、顕彰制度(感謝状贈呈、県庁報誌によるPR等)を実施する。

(3) 流域対策の効果を映像や模型実験を通じて”見える化”し、出前講座等により広く県民に発信する。



**問い合わせ先** 県土整備部 土木局 総合治水課 調整係 078-362-9265